

岩手中部工業団地南エリア開発
立地開発提案募集要領

令和 6 年 1 2 月 2 日
金ヶ崎町新工業団地準備室

岩手中部工業団地南エリア開発 立地開発提案募集要領

1 募集の趣旨

現在、金ケ崎町では、産業立地に供する大規模な用地がなく、業務拡張による移転や進出を希望する企業のニーズに応えられていない状況にあることから、県内最大級の工業団地である岩手中部工業団地の拡張、新たな産業用地の開発を目指している。

開発にあたっては、企業ニーズに迅速に応える必要があることから、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）を活用することとし、スピード感をもって産業用地を開発するため、本募集要領に基づき、金ケ崎町と連携して産業用地の整備及び企業誘致を行う民間開発事業者を募集するものである。

【候補地周辺の現況】



最寄国道：一般国道4号まで約2km

最寄IC：東北自動車道 北上金ケ崎ICまで約4km、水沢ICまで約6km

最寄駅：JR北上駅まで約11km、JR水沢江刺駅まで約14km

2 事業概要

(1) 事業名 (仮称) 岩手中部工業団地南エリア開発事業

(2) 候補地の概要

名称	(仮称) 岩手中部工業団地南エリア
所在地	胆沢郡金ヶ崎町西根大沢、北山越道、北大曲、鶴ヶ沢、濁沢、向田 地内
面積(地目)	約44ha(農地9ha、山林26ha、宅地1ha、その他8ha)
地権者	地権者38人 登記簿上の土地所有者数
土地利用規制	農業振興地域内農用地区域(青地) 地域森林計画対象森林
ハザード	ため池ハザードマップ 浸水深0.5~2.0m未満、2.0m以上(一部:地区東端) ※別紙1「ため池ハザードマップ」参照 ※別紙2「北上川水系宿内川洪水浸水想定区域図」参照
その他	・地域未来投資促進法に基づく重点促進区域(R6.9.20国同意) ・候補地北側に既開発行為区域が含まれるため、当該区域を含めた開発行為の取扱いに留意する必要がある。(既開発行為区域内の調整池や宅内道路等を含めた二次開発が想定される)

(3) 事業の内容

開発候補地において、地域未来投資促進法に基づく岩手県基本計画に沿った用地開発(調査・設計、各種協議、用地取得、造成工事、各種法的手続き(都市計画法、農地法、森林法及び地域未来投資促進法等)、完成宅地の分譲までの一切の業務を含む。)を行うものとし、用地開発にあたり、都市計画法に基づく開発許可制度を活用するものとする。

なお、立地事業者の誘致・選定については、金ヶ崎町と協議の上行うこととする。

(4) 立地事業者の要件

立地事業者は、地域未来投資促進法に基づく岩手県基本計画における地域経済牽引事業の承認要件に合致する事業者とする。

ただし、「成長ものづくり分野(自動車・半導体・医薬医療機器関連産業等の成長ものづくり等)」及びこれに附帯する事業を行う事業者に属する立地事業者の分譲面積の合計が、分譲面積全体の3分の2以上を占めることとする。

また、1区画10ha以上の大型案件の区画を確保することとする。

[地域経済牽引事業の承認要件]

①地域の特性を活用すること

岩手県基本計画「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

- ・成長ものづくり分野(自動車・半導体・医薬医療機器関連産業等の成長ものづくり等)
- ・農林水産業・地域商社分野(農林水産品・加工品・伝統工芸品を活用した農林水産業・地域商社等)

- ・デジタル分野（IT関連産業の集積を生かしたデジタルトランスフォーメーション）
- ・観光・スポーツ・文化・まちづくり分野（世界遺産等を活用した観光、公民連携手法を活用したまちづくり等）
- ・環境・エネルギー分野（風力、地熱、木質バイオマス等の再生可能エネルギー資源を活用した環境・エネルギー）
- ・ヘルスケア・教育サービス分野（森林・温泉など豊かな自然環境を活用したヘルスケア・教育サービス）

②高い付加価値額を創出すること

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,100 万円（岩手県の 1 事業所当たり平均付加価値額 4,037 万円「経済センサス活動調査（令和 3 年）」）を上回ること。

③地域の事業者に対する相当の経済的効果があがること

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域に所在する事業者間での取引額が 5 %以上増加すること。

なお、本数値は、事業計画期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が 5 年より短い場合は、計画期間で按分した値とする。

(5) 想定開発スケジュール

年度	事業者	町
7 年度	基本協定締結 地権者等説明会 用地交渉 立地事業者の選定 地域経済牽引事業計画（県承認） 開発行為許可申請 農地転用許可申請 林地開発許可申請	基本協定締結 地権者等説明会 立地事業者の選定 土地利用調整計画（県同意） 農振除外
8 年度	造成工事	開発許可（県許可） 農地転用許可（県許可） 林地開発許可（県許可）
9 年度	造成工事	
10 年度	造成工事 建設工事	
11 年度	建設工事 操業開始	

(6) 法規制の概要

項目	内容
都市計画法	都市計画区域 用途指定なし ※本事業による開発行為（造成）完了後、用途地域に編入（工業系用途）を予定 ※工場等建築の際には、工業系用途を予定するため、建ぺい率60%（工業専用地域、準工業専用地域とも同じ）にて計画する必要あり
農振法 農地法	農業振興地域内農用地区域（青地） 第1種農地、第2種農地
森林法	地域森林計画対象森林
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地（一部）※別紙3「いわて遺跡地図」参照 ※埋蔵文化財包蔵地等の所在の有無について確認する必要あり
盛土規制法	宅地造成等工事規制区域（R7.5月下旬指定予定）
環境アセスメント	開発に関しては不要、立地企業の業種により必要な場合あり

(7) インフラの概要

項目	内容
道路	町道 南花沢・前野線 W=7.50~39.00m 町道 森山3号線 W=7.30~16.50m 町道 大森・向田線 W=2.60~8.50m 町道 御免・鶴ヶ沢線 W=2.90~6.75m ※別紙4「町道道路網図」参照
上水道	φ150mm 地区北西部 町道 森山3号線に埋設 φ75mm 地区東側 町道 南花沢・前野線に埋設
下水道	下水道事業計画区域外 企業内処理後、専用排水管（本開発行為の区域外施工により整備）へ排水 ※河川放流を予定のうえ、「水質汚濁防止法」を順守すること
工業用水	応相談
電力	開発候補地までの既設電力設備からの距離 1) 特別高圧（66kV）：約500m 2) 高圧（6kV）：隣接
その他	光回線エリア

(8) 開発候補地内の物件等

候補地内には、家屋、倉庫、上下水道管、共同管理用排水路及びその他物件があり、必要に応じて町も協議に加わるが、開発事業者において調査、権利者の把握、協議、調整及び対応する必要がある。

3 募集選定手続き

(1) 選定スケジュール

優先交渉者選定までのスケジュールは下表のとおりである。

項目	日程
①募集要領の公表	令和6年12月2日(月)
②参加表明書の提出期限	令和6年12月25日(水)午後5時まで
③参加資格審査の結果通知	令和7年1月14日(火) 発送
④質問書の提出期限	令和7年1月21日(火) 午後5時まで
⑤質問書への回答	令和7年1月28日(火)
⑥提案書の提出期限	令和7年2月21日(金) 午後5時まで
⑦提案内容の対面説明(プレゼンテーション)及び質疑応答(ヒアリング)(選定委員会)	令和7年2月下旬～3月上旬
⑧結果発表	令和7年3月上旬
⑨基本協定の締結	令和7年4月上旬

(2) 選定方法

開発事業者の選定は、参加資格の審査(書類審査)及び選定委員会による事業提案書の審査(書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査)の二段階により行う。

審査段階	審査方法
参加資格審査 (書類審査)	参加表明書の内容等を審査し、選定委員会による事業提案書審査への参加者を選定する。
事業提案書審査 (プレゼンテーション等)	参加資格審査により選定された者を対象に、選定委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査のうえ、優先交渉権者を選定する。

(3) その他

参加資格審査及び選定委員会による審査は非公開とする。

また、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

4 参加資格要件

(1) 基本的要件

対象事業者は、本募集要項2(3)の事業内容を着実に遂行することができる技術、知識及び実績を有する民間事業者とする。

(2) 対象事業者の構成等

①対象事業者は、日本国内に本店を有する民間事業者又は日本国内に本店を有する民間事業者で構成されるグループとする。なお、複数の開発事業者又は立地事業者で構成されるグループでも差し支えない。

②グループの場合は、代表事業者を定めること。

③対象事業者の資格が失われた場合、その構成員の資格も失われるものとする。

(3) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。ただし、⑩及び⑪について対象事業者が立地事業者と同一である場合等、町長が適当と認めるときにはこの限りでない。

なお、グループの場合は、すべての構成員が①から⑨までの条件を満たし、構成員の中に⑩及び⑪について、それぞれの条件を満たしている者が1者以上含まれること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

③民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

④次のいずれにも該当しないこと。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・事故、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑤町営建設工事に係る指名停止等措置基準に掲げる措置要件に該当しないこと

⑥国税、岩手県民税及び金ケ崎町税の滞納がないこと。

⑦業として本整備事業に係る業務を営んでいること。

⑧過去3年の間、金ケ崎町との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と町長が認める者でないこと。

⑨本整備事業の実施に必要な資力及び信用を有すること。なお、以下に掲げる全ての項目に該当すること。

ア) 3期連続で経常利益が赤字でないこと。

イ) 直近期において債務超過でないこと。

ウ) 直近期において利払能力（事業損益を支払い利息で除した数値）が1以上であること。

⑩建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。

⑪宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であり、かつ、同法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止命令を受けていない者であること。

(4) 失格要件

次の各項目の一つでも該当する場合は失格とする。

- ・グループを構成する一つの事業者が他の提案グループの構成員と重複している場合
- ・提出書類が本募集要領に示された条件又は提出方法に適合しない場合
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・他の参加者と共謀、あるいは他の参加者の提案、選定委員会等を妨げるような不正な行為が認められる場合
- ・その他本募集要領に違反するなど、町長が不適格と認めた場合
- ・協定締結までの間に参加者の資格要件及び参加資格の要件を満たさなくなった場合

(5) 費用負担

参加表明書の作成及び提出に要する費用は参加者の負担とする。

5 参加手続き等

(1) 提案に関する書類の配布方法

配布方法

本募集要領の関係書類の入手は、次の方法により入手すること。

- ・金ケ崎町ホームページからダウンロード

<https://www.town.kanegasaki.iwate.jp/articles/2024112900018/>

(2) 参加表明書の提出

参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について町長の確認を受けなければならない。なお、グループとして参加を希望する場合は、構成員全員が書類を作成し、代表事業者が取りまとめて提出すること。

提出方法等については、次によるものとする。

①提出書類

ア)参加表明書（様式第1号）

イ)誓約書（様式第2号）

ウ)財務状況表（様式第3号）

エ)直近3期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれに類する書類)※コピー可

オ)登記事項証明書 ※コピー不可

- ・受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの（法務局発行）

カ)印鑑証明書 ※コピー不可

- ・受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの（法務局発行）

キ)国税に滞納がないことの証明書 ※コピー不可

- ・法人の場合は、納税証明書その3の3（法人税と消費税及地方消費税）、個人の場合は納税証明書その3の2（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）

- ・受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの（税務署発行のもの）

- ク)岩手県税に未納がないことの証明書 ※岩手県税の課税がある場合 ※コピー不可
- ・未納の税額がない旨の証明(全税目)
 - ・受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの
- ケ)金ケ崎町税に滞納がないことの証明書 ※金ケ崎町税の課税がある場合 ※コピー不可
- ・滞納がないことの証明書(金ケ崎町税務課発行)
 - ・受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの
- コ)役員等名簿及び照会承諾書(様式第4号)
- ・記載要領を参照の上、該当する役員等について記載。
 - ・以下の許可又は認定を受けている者は、証明書の写しをもって省略可。
- 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく一般建設業及び特定建設業の許可
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物・特別産業廃棄物処理業の許可
- 警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく警備業の認定を受けている者
- サ)建設業法許可証の写し
- シ)宅地建物取引業免許書の写し

②提出期限

令和6年12月25日(水曜日)午後5時まで

③提出部数

各1部とする。

④提出先

金ケ崎町新工業団地準備室(商工観光課内)(金ケ崎町役場3階)

⑤提出方法

- ア)持参の場合は午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く)
- イ)郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、上記提出期限内必着とする。
- 不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

⑥留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(3)参加資格の審査結果については、書面により通知する。

(4)募集要領等に関する質問

本募集要領等について質問がある場合は、質問書(様式第5号)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。電子メールの送信後、到着確認のため電話(0197-42-2111(内線2333))で確認すること。

①提出期限 令和7年1月21日（火曜日）午後5時まで

②回答方法

提出された質問に対する回答書を電子メールにて随時送付する。なお、金ケ崎町ホームページにも随時掲載する。質問を提出した者の名称等は掲載しない。

また、同様の趣旨の質問については、まとめて金ケ崎町ホームページに掲載する。

(5) その他

参加表明書等の提出後に都合により辞退したい場合は、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

6 事業提案書

5（3）の通知により参加資格があると確認された者は、次に掲げる方法に従い、事業提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

①事業提案書提出書（様式第6号）

②事業提案書（任意様式）

次の内容を簡潔に分かりやすく記載した事業提案書を作成すること。

(ア) 提案のコンセプト（必須）

事業概要を十分に理解した上で、事業提案全体の方針（コンセプト）を具体的に記載すること。

特に、誘致対象企業に関する考え方について、金ケ崎町の人口増加や若年層の雇用増加につながり、高い付加価値の創出や地域への経済波及効果が期待できるなど、金ケ崎町の経済の活性化の観点から具体的に記載すること。

また、過去にどのような企業を誘致したのか、その実績を記載すること。

(イ) 事業計画の確実性（必須）

土地利用に関する各種許認可等の手続き、用地取得、調査・設計、造成工事等が周辺環境に配慮した事業スケジュールであることが確認できるよう具体的に記載すること。

(ウ) 事業収支計画の妥当性（必須）

概算事業費や譲渡予定価格（単価）について、類似の整備事業と比較して妥当性を記載すること。

(エ) 土地利用計画の妥当性（必須）

譲渡区画・公共施設（道路、公園、緑地、排水施設等）の配置や立地企業の業種によるゾーニングなどについて具体的に記載すること。

また、周辺の生活環境や交通環境に配慮した点について具体的に記載すること。

(オ) 事業の実施体制（必須）

本事業を適正かつ確実に実施するために必要な実施体制（用地取得、企業誘致、整備等を行う役割と責任）や、豊富な経験、専門的な知識等を有する責任者・担当者の配置について具

体的に記載すること。

(カ) リスク管理 (必須)

調整が難航する権利者に対する同意を得るための方策や、本募集要領2 (8)にある開発候補地内の物件等に対する方策、周辺住民や周辺営農への配慮及びその他懸念される事項への方策などを記載すること。

(キ) 地域貢献策等の提案

地域住民の利便性向上等に係る以下の取組について、具体的な内容を記載すること。

・防災・災害対策 (必須)

地域の防災・災害対策に資する具体的な提案を記載すること。

・その他 (任意)

地域住民の利便性向上、交流促進、地域のイメージアップ、カーボンニュートラルに向けた取組など、地域貢献に資する提案があれば記載すること。

③土地利用計画図 (任意様式)

記載事項

(ア) 方位

(イ) 縮尺※1/1, 000以上1/300以下

(ウ) 整備面積 (区域面積、区画面積及び業種別面積) ※概算

(エ) 開発区域の境界

(オ) 公共施設の位置及び形状

※公園、緑地、広場の位置、形状、面積及び出入口を明示すること。

(カ) 開発区域内の道路の位置、形状及び幅員

(キ) 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向

(ク) 調整池、雨水流出抑制施設の位置及び形状

(ケ) 河川、水路その他の公共施設の位置及び形状

(コ) 緩衝帯の位置及び形状

(サ) 法面 (がけを含む) の位置及び形状

(シ) 擁壁の位置及び種類

④事業収支計画書 (様式第7号)

⑤事業実施体制調書 (様式第8号)

⑥同種事業の実績報告書 (様式第9号)

過去の同種事業の実績 (整備面積、総事業費、面的開発及び用地買収の実績等) を具体的に記載すること。

(2) 事業提案書の体裁

表紙を含め20枚以内 (40ページ以内) とし、ページ番号を付すこと。

提出書類の規格は、原則A4版・横書き・両面とする。ただし、土地利用計画図等のA4サイズより大きな書類については、A4サイズに折り込むこと。

(3) 提出方法

- ①郵送又は持参により提出すること。郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。
- ②郵送の場合は、封筒の表面に「事業名」及び「事業提案書等在中」と明記すること。

(4) 提出期限

令和7年2月21日（金曜日）午後5時まで

- ①持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ②郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、上記提出期限内必着とする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(5) 提出部数

- ①「(1) 提出書類」のうち①の書類については1部提出すること。
 - ②「(1) 提出書類」のうち②から⑥までの書類については、一綴りにして8部提出すること。なお、資料には表紙を作成し、社名、代表者氏名を記載すること。
 - ③また、事業提案書等の内容を記録したデータを、電子メール又は電子媒体（CD-ROM等）でも提出すること。
- ※縮尺を指定している書類については、印刷サイズを明記しておくこと。

(6) 提出先

金ヶ崎町新工業団地準備室（商工観光課）（金ヶ崎町役場3階）

(7) 事業提案書等の作成及び提出上の留意事項

- ①事業提案書等を提出した者は、本募集要領の記載内容に同意したものとする。
- ②提出期限までに事業提案書等を提出しなかった場合は参加者として認めない。
- ③事業提案書等の作成及び提出並びに選定委員会に係る費用は、参加者の負担とする。
- ④提出された全ての書類等は返却しない。
- ⑤提出後の差し替え、追加及び削除はできない。ただし、提出内容に不明な点等がある場合は、期限を定めて、参加者に対し、提案内容の聴収、追加資料の提出及び事業提案書等の補正を求められることがある。
- ⑥グループの場合、事業提案の手続きは代表事業者が行うこと。
- ⑦金ヶ崎町からの連絡及び通知等は代表事業者のみに行う。

7 選定委員会の実施

(1) 実施概要

選定委員会を開催し、参加者のうち実際に事業を担当する者の出席を求め、事業提案内容の説明及び質疑応答を行い、優先交渉権者1者を選定する。

①日時及び会場

令和7年2月下旬～3月上旬（1回）を予定。

日時・会場については、別途通知する。

②事業提案内容の説明

対面によるプレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）

③出席者

選定委員会の出席者は3名以内とする。事業を実施する際の担当責任者と担当者が出席すること。ただし、グループの構成員が3者以上の場合、代表事業者の担当責任者と担当者に各構成員から1名ずつを上限として出席を認める。

④選定委員会は非公開とする。

⑤対面によるプレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）の時間は50分以内を予定する。

（最初の20分以内で参加者による事業提案書等に関する説明の後、選定委員による質疑を30分以内で行う。

(2) 選定委員会の留意事項

①選定委員会での説明に際しては、提出した事業提案書等のみを使用することとし、追加資料は認めない。

②選定委員会を正当な理由なく欠席した場合は、この事業提案は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等町長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、公募の手続きに支障のない範囲内で選定委員会を実施できるときは、再度町長が指示した日時に選定委員会を行うものとする。また、公募の手続きに支障のない範囲内で選定委員会を実施することが困難であると認められるときは、この公募の参加者の選定委員会実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

8 審査

(1) 選定委員会

①審査方法

選定委員会は、対面によるプレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）を実施し、審査基準に基づいて総合的に参加者の能力を審査する。選定委員が採点した点数を集計し、最も得点の多い参加者を優先交渉権者を選定する。なお、選定委員会に参加する者が1者のみの場合であってもヒアリングを行う。選定委員全員の得点の合計が6割以上に達した者を選定する。

②審査結果の公表

審査の結果は、選定委員会に参加した代表者（グループの場合はグループ代表者）に通知する。また、金ヶ崎町ホームページにより公表を行うものとする。

なお、審査結果に対する質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
経営基盤	経営状態が安定しているか
事業実績	事業実績は十分であるか
提案コンセプト	本町経済の活性化が期待できるか
事業計画の確実性	適確な事業スケジュールが示されているか
事業収支計画の妥当性	適切な概算事業費や資金収支計画があるか
土地利用計画の妥当性	開発の方針や土地利用計画があるか
事業の実施体制	開発を担う事業者における責任者・担当者の配置が示されているか
リスク管理	権利者や物件等への対応方法が示されているか
防災・災害対策	防災・災害対策が示されているか
地域貢献提案	地元地域への貢献策が示されているか

9 優先交渉権者の決定後

(1) 協定の締結

金ケ崎町と優先交渉権者は、岩手中部工業団地南エリア開発事業計画策定に向けた両者の役割分担に関する基本協定を締結する。

ただし、事業計画が事業提案の内容から大きく乖離する場合や優先交渉権者の決定時に町長が付した条件を満たすことができない場合は、協定締結を行わないことがある。協定締結を行わない場合、その理由にかかわらず、協議期間中に要した費用は優先交渉権者の負担とする。

なお、優先交渉権者が何らかの理由で協定締結に至らなかった場合は、次点者を優先交渉権者に繰り上げることとする。

(2) 優先交渉権者の地位の喪失

優先交渉権者の決定以降であっても「失格要件」に該当する場合はその地位を喪失するものとする。また、正当な理由なく事業提案書と相違する内容の協定を求める等して協定に至らない時にもその地位を喪失するものとする。

(3) 地権者等説明会への出席

令和7年4月下旬に地権者等説明会の開催を予定しており、代表者（グループの場合はグループ代表者）は出席すること。

10 その他

(1) 免責事項

本事業に関して、事業の成否を含め所与の条件にいかなる変化があった場合でも、金ケ崎町は一切の費用を負担しない。

1 1 問合せ先

金ヶ崎町新工業団地準備室（商工観光課内）（金ヶ崎町役場 3 階）

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根 2 2 番地 1

電話：0197-42-2111（内線 2333）

E-mail：shoukou@town.kanegasaki.iwate.jp